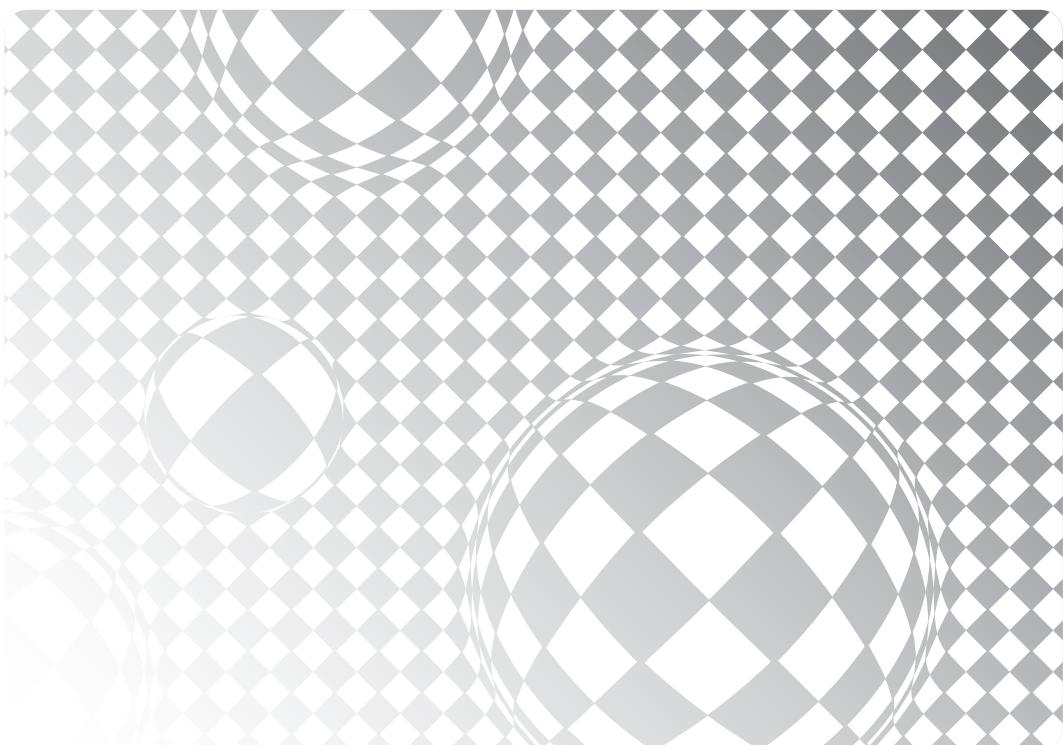


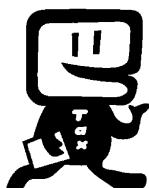
# 源泉徴収のしかた

平成 22 年 版



源泉徴収についてお分かりにならない点などがありましたら、ご遠慮なく  
税務署におたずねください。

## ☆☆源泉所得税の納付は電子納税で!! ☆☆



イータ君

源泉所得税の納付は、インターネットを利用したe-Tax(イータックス)をご利用になると便利です。

e-Taxをはじめてご利用になる場合は、e-Taxホームページからオンラインで開始届出書を提出してください(書面でも提出できます。)。

なお、源泉所得税の納付などの電子納税に限ってe-Taxをご利用になる場合には、電子証明書は不要となっています。

詳しくは、e-Taxホームページ【[www.e-tax.nta.go.jp](http://www.e-tax.nta.go.jp)】をご覧ください。

イータックス で

この「源泉徴収のしかた」は、給与の源泉徴収事務を中心にその概要を説明したもので、正しく源泉徴収をするため、この説明書を十分活用していただきたいと思います。

## 凡　　例

1 この「源泉徴収のしかた」は、平成22年5月1日現在の所得税関係法令の規定に基づいて作成しております。

2 文中で用いている略語は、次のとおりです。

所　法	所得税法（昭40法律第33号）
所　令	所得税法施行令（昭40政令第96号）
所　規	所得税法施行規則（昭40大蔵省令第11号）
措　法	租税特別措置法（昭32法律第26号）
措　令	租税特別措置法施行令（昭32政令第43号）
措　規	租税特別措置法施行規則（昭32大蔵省令第15号）
法　法	法人税法（昭40法律第34号）
平20改正 法　附　則	所得税法等の一部を改正する法律（平20法律第23号）附則
平22改正 法　附　則	所得税法等の一部を改正する法律（平22法律第6号）附則
平22改正 措　令　附　則	租税特別措置法施行令等の一部を改正する政令（平22政令第58号）附則
平22改正 措　規　附　則	租税特別措置法施行規則の一部を改正する省令（平22財務省令第17号）附則
基　通	所得税基本通達（昭45直審（所）30）
措　通	昭63.3.31付直法6-8ほか1課共同「租税特別措置法に係る所得税の取扱い『源泉所得税関係』について」通達
措通(譲)	平14.6.24付課資3-1ほか3課共同「租税特別措置法（株式等に係る譲渡所得等関係）の取扱いについて」通達

3 文中、例えば「所法9①三イ」とあるのは、所得税法第9条第1項第3号イの条項を示します。



## 目　　次

第1 所得税の源泉徴収制度の概要	1	第6 非居住者又は外国法人に支払う所得の源泉徴収事務	22
第2 給与所得の源泉徴収事務	4	第7 その他の所得に対する源泉徴収	24
I 源泉徴収事務のあらまし	4	第8 その他	25
II 給与所得の範囲	5	I 源泉徴収税額の過誤納額の還付	25
III 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書	7	II 源泉徴収票及び支払調書の提出	25
IV 源泉徴収に際して控除される諸控除	8	III 災害被害者に対する救済	27
V 税額表の使用方法	13	IV 給与所得者で確定申告をすれば源泉徴収税額が還付される場合	27
VI 税額の求め方（平成22年分）	15	〈参考〉各種届出書等の記載例	
VII 年末調整	17	○給与支払事務所等の開設届出書	28
VIII 源泉徴収をした所得税の納付	18	○源泉所得税の納期の特例の承認に関する申請書兼納期の特例適用者に係る納期限	
IX 給与等の支払明細書の交付	18	の特例に関する届出書	28
第3 退職所得の源泉徴収事務	19	○退職所得の受給に関する申告書	29
I 退職所得の範囲	19	○源泉所得税の誤納額還付請求書	29
II 退職所得控除額	19	○給与所得、退職所得等の所得税徴収高計算書（納付書）	30
III 税額の求め方（平成22年分）	19		
第4 報酬・料金等の源泉徴収事務	20		
第5 配当所得の源泉徴収事務	22		

銀行、証券会社、保険会社など金融機関等が行う源泉徴収事務や公的年金等の源泉徴収事務については、「源泉徴収のあらまし」（国税庁ホームページへの掲載のほか、冊子による提供も行っています。）をご覧ください。